

第四十三回国会 衆議院 法務委員會議録 第十四号

昭和三十八年五月二十一日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 唐澤 俊樹君 理事 小島 徹三君

理事 林 博君 理事 坪野 米男君

稲葉 修君 上村千一郎君

小川 牛次君 小金 義昭君

河本 敏夫君 竹山祐太郎君

千葉 三郎君 赤松 勇君

田中幾三郎君 志賀 義雄君

出席政府委員

検事 (刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

検事 (刑事局参事官) 白井 滋夫君

専門員 櫻井 芳一君

五月二十一日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の名指で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(内閣提出第一六〇号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありません。これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案につきまして、要点を限りまして少しお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

今回の大法廷判決は、処分を違憲としておるのか、法律を違憲としておるのか、こういうような点につきまして法務省の御見解をとりあえずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○竹内(審)政府委員 過般の違憲判決の理由としておりますところは、被告人以外の第三者の所有物の没収は、被告人に対する付加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものでありますから、所有物を没収される第三者につきましては、告知、弁解、防御の機会を与えることが必要であつて、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害する制裁を科するにほかならないが、現在、関税法、刑事訴訟法その他の法令において何らかかる手続を設けていないので、第三者の所有物を没収することは憲法三十一条、二十九条に違反する。こういう趣旨のものでございまして、これを要しますのに、この判決の趣旨とするところは、第三者没収を定めた実体規定そのものが違憲、無効であると判断したものでなく、むしろそ

れは有効であるということ前提として、被告人以外の第三者に対して告知、弁解、防御の機会を与えるべき手続規定を欠く現行法制のもとにおいて第三者所有物を没収することは違憲であるというふうにしたものと私もは解しておるのでございまして。

○上村委員 私も大体そういうふうな理解をいたしておるわけでございます。この刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案の提案理由の説明を拝見いたしますと、「憲法第三十一条に違反し、ひいては同第二十九条違反の結果となる旨の判決を言い渡しました」というふうに書かれております。最高裁判所の判例は「憲法第三十一条、同第二十九条」というふうに並列的に書いてある。ところが提案理由の説明を拝見すると、憲法第三十一条に違反している。その結果ひいては同第二十九条に違反する結果となるというふうな書き方になっているが、この点はいかがなっているかお尋ねしておきたい。

○竹内(審)政府委員 先ほども判決の要旨を読んだわけでありましたが、判決は、御指摘のとおり憲法第三十一条、第二十九条に違反するといふふうに申しているのでもございます。それに対して提案説明では、ひいてはということばを入れますと、そこを解説的に理解をした形をとっているのでもございます。この判決の申しております三十一条、二十九条という重ね方でございまして、これを論理的に説明すると申しますか、理解をしてみますと、没収の言

い渡しは、直接的には適正手続を保障した憲法第三十一条に違反するのであります。そのため悪意であるかどうかにかつては争ひの機会が第三者に与えられないでその所有物が奪われることとなりますので、その関係で財産権を保障した憲法第二十九条に違反する結果となるというふうに理解されるわけでございます。そういうふうな私どもはこの判決を読んでおるわけでございますが、そういたしますと、いまの手続に関する規定が設けられていない現行法制のもとで第三者の所有物を没収するといふことは、憲法第三十一条に違反し、ひいては申したような理由で第二十九条に違反の結果となるという表現を用いて、その間の趣旨を明らかにしたわけでございます。

○上村委員 私は、むしろ最高裁判所の判例がそういうふうな書いてなく、憲法第三十一条、同第二十九条と書いてあるわけで、その総合的な観点のもとに結論を引き出している。いまのような御説明でいきますと、憲法第十三条もまた援用してなければならぬ、ひいては三十一条、ひいては二十九条という説明をしなければならぬことになるだろう。だから最高裁の判例はこれを並記して総合的な趣旨を述べているのではなからうかというふうには思ひまして、むしろ解説的にひいてはといふことばを使うのは最高裁の判例の趣旨からいっていかかというふうに思つたからお尋ねしているわけ

ですが、いまの点はその程度にしておきます。

次に、本案の立案に際しましてのお心がまえを承つておきたい点でございますが、没収制度を考える場合に、二つの考え方が基本的に生ずるであらうと思ひます。その一つとしましては、公益上の点を主眼に置きますと、公益上必要があるという観点からしますれば、没収の範囲を比較的広くするといふほうがむしろその趣旨に合致するであらうと思ひます。もう一つは、憲法第二十九条の点を考えますと、できるだけ没収の範囲を狭くいたしまして、そしてこれが財産権の保護をはかつていく、こういうふうになるかと思ひます。そこで、改正刑法準備草案の第九章の没収の規定を見ますと、公益上を主眼としたしまして没収の範囲を広くしようといふようなお立場に立つておられるように理解をされるわけでありまして。こういう二つの点が考えられるわけですが、けれども、最高裁は第三者が悪意の場合に限って没収するといふ解釈をとつておられるようです。本法案の立案に際しての法務省の大体のお考え方をひとつ聞かしておいていただきたいと思います。

○竹内(審)政府委員 仰せのとおり没収といふ法的性格につきましては、改正刑法準備草案で示しておりますように、刑罰付加刑的な性格の強い没収と、公共の安全といふような点を強調した保安処分的な性格の強い没収とが

ありまして、これを二つに分けて規定しておるのでございます。これは諸外国の最近の立法の動向を見ましても、また学説等を見ましても、こういう没収につきましても二つの性格があるという事は明らかでございます。ところが現行刑法はこのような態度をとっておりませんで、没収は付加刑であるという事で、準備草案の第七十二条に規定してありますような付加刑の性格のものという立場に立っております。そして今回の応急措置法におきましては、この現行刑法の根本的改正までの間の応急措置という考え方に立ちましたので、付加刑的なものであるという前提でこの法案を立案をいたしておるわけでございます。そこでこの保安処分的な性格のものを、付加刑という法律上の性質のもとでこれらをも含めて理解していくというところに、この応急措置法のやや複雑になつておる点があるかと存じております。この保安処分的なものにつきましては、いわゆる第三者の没収——今回の手続の主体となつておりますこの第三者の没収というふうなものは、保安処分的な性格を持つた没収であるというふうに理解されるわけでございます。ところが、こういうものに対しては、やはり実体法の没収を許す実体的な規定がその第三者が悪意である場合に限定がどうかという点につきまして、これまた実体法上の問題として議論の存するところでございます。また、違憲判決は、その実体法について違憲であると申しておるのではないという先ほど申しましたような立場に立っておりますので、この実体法の関係には触れませんが、手続法の面だけで処置をしたのでございます。

す。応急措置法の考え方というのは、そういう立場をとつておるものでございます。

○上村委員 実御説明のように、現行刑法におきまして没収という問題がきつめて複雑な性格を持つておる。ある分につきましては刑罰である、ある面につきましても保安処分的な性格を持つておるというふうな点で、非常に複雑なものだと思つております。本法案の立案につきましても、ただ実体法の抜本的な改正が行なわれるまでの臨時措置というふうに理解しておいていいの、その点をお伺いしておきたい。

○竹内(憲)政府委員 仰せの通りでございます。実体法の根本的な解決をはかることを前提として、それまでのつなぎの処置というふうに御理解を賜りたいのでございます。

○上村委員 少し細かい点に入りますが、この法案は刑事訴訟手続と民事訴訟手続の両方があるわけであり、被告と第三者を同一手続に、いわば同居させておるような状態に相なつておる。本法案における参加人は、民事訴訟の共同訴訟の当事者の地位を有するものにも見え、また単なる補助参加人のようにも見え、また共同訴訟の補助参加人のごとくにも見えるのであります。民事訴訟手続と比較して、本法案の参加人の地位はどんなふうな地位にあるのか、その点を御説明していただきたい。

○竹内(憲)政府委員 仰せのとおり民事訴訟手続の中のおおあけになりまして共同訴訟の当事者、補助参加人、共同訴訟の補助参加人、こういったような参加人の法律的な性質と、この措置法のいわゆる参加人、この地位、法律的な性格、これは似たような面もございますが、しかしながら、私どもの理解いたしますところでは、この民事訴訟手続におけるこの種の参加人と、この法律の参加人とはやや性格が違つておると思つてございまして、申せば特殊な訴訟法上の地位を有したものであるというふうに考える次第でございます。

なお、もう少し詳しく申し上げますと、第三者の所有物を没収しようとする場合には、その第三者を当事者とする手続を設けるのが自然であろうかと思つてございまして、没収手続に關する応急措置を定めるにすぎないこの法案の立場をいたしましては、第三者の所有物の没収をも被告人に対する付加刑であるとする刑法の原則を前提とするほかございませんので、したがって、被告事件のほかに第三者を当事者とする別の事件を考へるとか、その第三者を被告人と並ぶ当事者、たとえば共同訴訟の当事者、こういったふうにして共同被告人と同様に取り扱うことはどうしてもできないわけでございます。他面、第三者の所有物の没収についての真の利害關係を持つておりますのは、形式的に没収の言い渡しを受ける被告人ではなくて、所有者たる第三者でございますから、これを民事訴訟の補助参加人と同じく、当事者である被告人の意に反しない限度においてしか訴訟活動を行なうことにはいたしたくない、その権利の保護に十分ではないといふことにもなるわけでございます。そこで本法案におきましては、没収のおそれのある物を所有しております第三者を、参加人という資格で被訴事件に關与させることにいたしました。と同時に、実質的には当事者に近い権限を被告人とは独立して行使させることにいたしましたのでございまして、この意味におきまして、して申しますならば、参加人の地位は、これは民事訴訟に關する学説で認められておるのでございまして、共同訴訟の補助参加人の地位によく似ているといふふうに申してもいいかと思つてございまして、冒頭申し上げたように、特殊な法的地位をこの法律によつて設けた、こういったふうに御理解をいただくのが相当かと思つております。

○上村委員 この法案の九条を拝見いたしますと、「被告事件の手続に關与する第三者」とあつて、関与といふこととある。それから第十條でも、「この法律の規定により被告事件の手続に關与する第三者」とある。参加といふ言葉を使わずに關与するといふ言葉を使った。これはいふほど事情があるのか、それをお尋ねしておきます。

○竹内(憲)政府委員 第九條第三項及び第十條第一項におきまして、関与といふ言葉を使つて参加といふ言葉を避けたのは、もしもこの法律の規定により被告事件の手続に参加する第三者というふうな書いたといたしますと、参加が許されて参加人となつた第三者のみを意味することにならうかと解釈上思つてございまして、そういういたしますと、第二條の告知を受ける第三者や、第三條に基づいて参加の申し立てをする第三者が除外されるように解されるおそれもあることを考慮いたしまして、ことさらに關与といふ言葉を用いて、その間の解釈の紛争が起らないように配慮したものでございまして、

○上村委員 次に、この第三者の所有に關する物件で、その物件に對しては抵当權、要するに担保權を持つておる人間を想定いたします。この担保權を持つておる者に対しまして、この保護といふことはお考えになつておるのか、その点についてお尋ねしておきたい。

○竹内(憲)政府委員 今回の立法措置の直接の契機となりました最高裁の違憲判決は、この問題について直接言及するところはないのでございまして、その趣旨を多少拡張して推及して参りますならば、没収の効果として対象物件を國が原始取得するといふ通説がございまして、判例もそういうことになつておられますが、この通説、判例の見解に従ひます限り、この種の權利、いまお話しのような抵当權、物權等を有する者についても、訴訟参加その他一定の權利保護のための手続規定が必要であるように私も考へるわけでございます。しかし、この種の權利者の保護につきましても、単に手続規定の整備だけでは足りるものではなくて、その前提をいたしまして、財産權を保障する憲法二十九條との關係におきまして、この種の權利が存在する場合における没収の制限、あるいは没収によつてこの種の權利者がこうむる損害に對する補償——準備草案では第七十七條などに補償の規定を置いておりますが、こういったことを定めた実體規定が必要でございまして、このようない實體規定を欠いたままの現行制度のもとにおきまして、この種の權利者に防禦のための参加を認める手続規定だけ

を設けましても、ほとんど意味がないと考えられます上に、たとえ、このような手続規定がないために、対象物件の上にこの種の権利が存在する場合には没収を言い渡し得ないとの解釈がとられましても、実務上不都合を生ずることはほとんどないと思われまします。この問題は心にかかったわけでございますけれども、この解決は、将来の没収制度の根本的整備の際に解決することにならばましても、今回は、この法案におきましては、担保物権、用益物権等の存在するものについては何ら規定をいたしていいないというふうにいたしておる次第でございます。

○上村委員 この没収の対象となっておりまします物件について担保権を設定いたしておる者がある。その場合におきまして、この手続が法律上欠けておる場合には、同じように憲法第三十一条、第二十九条におきまして、その手続は違憲であるというふうな判決を受けるおそれはないのかどうか、そういう点から考えますれば、担保権者に対して同じように参加の申し立てができるような規定をいたしておくといいことは、法案の万全を期する措置ではなからうか、こういうふうにしてお尋ねをするわけですか。

○竹内(審)政府委員 ただいまのような場合には没収できないという消極的の立場で進むわけでございますが、できないという立場で参りたいと思いますから、そういう権利者の権利の保護が欠けることはないということを先ほど申しわけでございます。しかし、間違つてそういう権利のある物を本人の物であるというふうに考えて没収した場合にはどういふことになるかという問題があると思ひますが、もしもそういう場合には、国に對して正當な補償を求めることもできるといふうに私は考えるわけでありまします。

○上村委員 そうしますと、没収の対象となる物件について、担保権が有効に成立しておる場合においては、没収はできないというふうに理解していいの、重ねてお尋ねしておきたい。

○竹内(審)政府委員 そのとおりでございます。

○上村委員 ドイツとかアメリカなどの対物訴訟という制度について、もし御準備してありますれば概略について御説明していただきたい、こう思ひまします。

○竹内(審)政府委員 ドイツにおきましては、わが国における同様、刑法総則の中では没収が付加刑として規定されておりますが、その各則や特別法の罰則には、第三者没収を認めた規定が数多く見られます。そして没収は通常は本件の被告事件の判決の中で言い渡されるのでありますが、特定人に対する刑事訴訟または有罪の判決をなし得ない場合について、対物的ないま御指摘の没収を行なうための手続、客体的手続という制度が定められております。この手続は、原則といたしまして檢察官の管轄裁判所に対する請求によつて開始されるのでありまして、判決手続または決定手続によつて没収が言い渡されますが、没収せらるべき物について、所有権、物権を有する者はこの手続に参加し、意見陳述、立証、上訴などに關しまして被告人と同様の権利を行使することができるとなされておるのでございます。これは西ドイツ刑

事訴訟法の四百三十条から四百三十二条にその規定がございまして。

一方、アメリカの連邦やアメリカ各州の法制におきましては、大陸法系の法制に見られるように、刑法に没収に關する総則的規定がございせんので、各種の制定法に個々の犯罪ごとに没収の対象となるべき物を定めておりまして、また没収の手続は、刑事事件の手続から独立した民事訴訟の性質を有する、いわゆる対物手続によるものとされております。没収の対象となる物は、もとより犯人の所有に属するものに限られないのでございまして。たとえば麻薬、密造酒、密輸品等にはもちろんのこと、これらの物の運搬に利用された船舶や自動車、また賭博の道具なども、それが犯人の所有に属するといふことを問はず、しばしば没収されていふといふことであります。そしてこの独立の対物手続は檢察官の申し立てによつて開始せられておりますが、没収せらるべき物について権利を主張する者は、この手続の中で防御のために主張及び立証を行なうことができま

す。これによつて日本の憲法三十一条の中に相当しますデュー・プロセスの要請は満たされるものというふうに理解されております。

○上村委員 最後は一点だけお尋ねいたしまして、私の本日の質問を終わりたいと思ひます。

第三者所有物に対する没収というものにつきましましては、憲法三十一条、同二十九条の趣旨から言ひまして、いわば法律の規定によつてその手続規定を

する、もしなければ違憲であるという趣旨は、いわば財産権につきましまして、きわめて手厚い保護をいたしていいという考えのものと申すのであります。そういう点から考えますれば、参加の申し立てをする期間というものを、できるだけ期間的に余裕をとつてあげるほうが親切だろうと思ふのであります。そういう意味からいへば、第一審判決が終了するまで、何かそういうような点についての考えがなされたものかどうかという点をお尋ねしておきたいと思ふわけですか。

○日井説明員 ただいま御指摘のとおり、第三者の権利を十分に保護するといふ考えからいたしまして、第三者の参加申し立ての時期は、第一審判決があるまで、さらには上訴審においてございまして、しかしながら、この文案においては、上訴審においては参加の申し立てをすることは許さないといひまして、しかも第一審におきまして、告知または公告が行なわれました場合には、十四日に限つたのでございまして、その理由を簡単に申し上げましますと、まず上訴審において許さないこととした理由は、御案内のとおり、現在の刑事手続におきまします訴訟審の性格は事後審でございますので、事実審理を十分に行ないまして、当事者に意見、弁解、立証等をなさしめるには、その手続構造が不適当であるといふことで、控訴審においては許さない、第一審に限ることとしたのでございまして。さらに第二点といたしまして、第一審におきましても、告知または公告があつた場合について十四日といたした理由は、第三者の権利

の保護という面だけから考えましますと、ただいま申しましたようにいつまでも参加を許すことが望ましいのであります。が、一面、迅速な裁判を受けるという被告人の権利があるわけでございます。一方国といたしまして、すみやかになるべく迅速に裁判が終了するといふことが、国の利益にもなるわけでございます。そこでどういつた観点から、第三者の権利の保護と、被告人の利益、国の利益というものも考慮いたしまして、十四日といたしたわけでございます。

以上簡単でございますが、参加申し立ての期間を制限いたしました理由について御説明いたしました。

○上村委員 昨年の十一月二十八日の最高裁判所の大法廷における判決、その他この第三者の所有物の没収關係につきましまして、従来論議が多かつたわけでありまして、そういう点からいたしますれば、本件の応急措置法は妥當なものであらうというふうに思ふ次第でございます。賛意を表しながら、私の質問を終わる次第であります。

○高橋委員長 次回は来たる二十四日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十一分散會

昭和三十八年五月二十四日印刷

昭和三十八年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局